



三重県公報

令和5年3月17日 (金)

第 396 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-30 (職員の特地勤務手当等に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
	三重県人事委員会規則13-2 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	2
人事委・教育委規則			
3	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	3
4	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	5
病院事業庁管理規程			
1	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	6
告 示			
157	防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(防災企画・地域支援課)	7
158	公衆浴場入浴料金の統制額の指定	(食 品 安 全 課)	7
159	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	7
160	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	(水 産 振 興 課)	9
161	同件	(同)	9
公 安 委 告 示			
8	指定講習機関に関する規則の規定による特定講習の一部の廃止の許可	(公 安 委 員 会)	10
公 告			
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10
人 事 委 公 告			
	令和5年度三重県警察官A採用候補者試験 (1回目) の実施	(人 事 委 員 会)	11
正 誤			
	令和4年6月28日付け三重県公報第323号	(警 察 本 部)	12

人事委規則

三重県人事委員会は、職員^の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十三〇（職員^のの特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十七日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十三〇（職員^のの特地勤務手当等に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十三〇（職員^のの特地勤務手当等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前				
別表第一（第二条関係） 特 地 公 署			別表第一（第二条関係） 特 地 公 署				
所在地	公署	級地区分	所在地	公署	級地区分		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
松阪市飯高町森	香肌警察官駐在所	一級地	松阪市飯高町森	香肌警察官駐在所	一級地		
鳥羽市答志町	答志警察官駐在所		鳥羽市答志町	答志警察官駐在所			
志摩市浜島町浜島	水産研究所		志摩市浜島町浜島	水産研究所			
志摩市志摩町越賀	越賀警察官駐在所		志摩市志摩町片田	片田警察官駐在所			
志摩市志摩町越賀	越賀警察官駐在所		志摩市志摩町越賀	越賀警察官駐在所			
度会郡南伊勢町村山	南島幹部交番		度会郡南伊勢町村山	南島幹部交番			
度会郡南伊勢町田曾浦	南伊勢町宿田曾警察官駐在所		度会郡南伊勢町田曾浦	南伊勢町宿田曾警察官駐在所			
度会郡南伊勢町磯浦	南伊勢町南海警察官駐在所		度会郡南伊勢町磯浦	南伊勢町南海警察官駐在所			
別表第二（第二条関係） 準 特 地 公 署			別表第二（第二条関係） 準 特 地 公 署				
所在地	公署		所在地	公署			
津市美杉町	美杉幹部交番	松阪市飯高町宮前	飯高幹部交番				
松阪市飯高町宮前	飯高幹部交番	鳥羽市浦村町	鏡浦警察官駐在所				
鳥羽市浦村町	鏡浦警察官駐在所	鳥羽市相差町	長岡警察官駐在所				
鳥羽市相差町	長岡警察官駐在所	志摩市阿児町安乗	安乗警察官駐在所				
志摩市阿児町安乗	安乗警察官駐在所	志摩市阿児町国府	国府警察官駐在所				
志摩市阿児町甲賀	甲賀警察官駐在所	志摩市阿児町甲賀	甲賀警察官駐在所				
志摩市浜島町浜島	浜島警察官駐在所	志摩市浜島町浜島	浜島警察官駐在所				
度会郡大紀町大内山	大紀町大内山警察官駐在所	度会郡大紀町大内山	大紀町大内山警察官駐在所				
度会郡南伊勢町神津佐	南伊勢町神原警察官駐在所	度会郡南伊勢町神津佐	南伊勢町神原警察官駐在所				

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会規則二三二二（職員^のの勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十七日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則二三二二（職員^のの勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二三二二（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特別休暇）</p> <p>第十一条 条例第十五条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>十一〜十八 （略）</p> <p>十八の二 五十歳又は六十歳に達する職員（任期を定めて採用された職員を除く。）が、自らの職員生活について考えるため勤務しないことが相当であると認められる場合 五十歳又は六十歳に達する日の属するそれぞれの一年における一日の範囲内の期間</p> <p>十九〜二十三 （略）</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第十一条 条例第十五条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>十一〜十八 （略）</p> <p>十九〜二十三 （略）</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人 事 委 規 則
教 育 委 規 則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十七日

三重県人事委員会委員長	降 旗 道 男
三重県教育委員会教育長	木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 第三号
三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一の二（第一条の三関係）
調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	(略)	(略)
	三級	一〇、二〇〇円
	(略)	(略)
中学校・小学校教育職給料表	(略)	(略)
	三級	一〇、〇〇〇円

別表第二（第十一条の二関係）
くき地学校級別指定表

学校名	級別区分
(略)	(略)
松阪市立波瀬小学校 度会郡南伊勢町立南島西小学校	二級
(略)	
(略)	一級
(略)	
熊野市立五郷中学校 熊野市立飛鳥中学校	
(略)	

備考 (略)

別表第三（第十一条の二関係）
くき地学校に準ずる学校指定表

学校名
(略)
熊野市立新鹿小学校波田須分校 南牟婁郡御浜町立神志山小学校 南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校
(略)

備考 (略)

別表第四（第十一条の二関係）
特別の地域に所在する学校指定表

学校名
津市立美杉小学校 多気郡大台町立宮川小学校
(略)
北牟婁郡紀北町立西小学校 北牟婁郡紀北町立矢口小学校

別表第一の二（第一条の三関係）
調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	(略)	(略)
	三級	九、九〇〇円
	(略)	(略)
中学校・小学校教育職給料表	(略)	(略)
	三級	九、七〇〇円

別表第二（第十一条の二関係）
くき地学校級別指定表

学校名	級別区分
(略)	(略)
松阪市立波瀬小学校	二級
(略)	
度会郡南伊勢町立南島西小学校 伊賀市立比自岐小学校	一級
(略)	
熊野市立五郷中学校	
(略)	

備考 (略)

別表第三（第十一条の二関係）
くき地学校に準ずる学校指定表

学校名
津市立美杉小学校
(略)
北牟婁郡紀北町立矢口小学校 熊野市立新鹿小学校波田須分校
(略)
北牟婁郡紀北町立紀北中学校 熊野市立飛鳥中学校
(略)

備考 (略)

別表第四（第十一条の二関係）
特別の地域に所在する学校指定表

学校名
多気郡大台町立宮川小学校
(略)
北牟婁郡紀北町立西小学校

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>尾鷲市立輪内中学校</p> <p>北牟婁郡紀北町立紀北中学校</p> <p>備考 (略)</p>	<p>南牟婁郡御浜町立神志山小学校</p> <p>南牟婁郡紀宝町立相野谷小学校</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>尾鷲市立輪内中学校</p> <p>備考 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十七日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
 三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜十三 (略)</p> <p>十四 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>十五〜二十二 (略)</p> <p>二十二の二 五十歳又は六十歳に達する職員（任期を定めて採用された職員を除く。）が、自らの職員生活について考えるため勤務しないことが相当であると認められる場合 五十歳又は六十歳に達する日の属するそれぞれの一の年における一日の範囲内の期間</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜十二 (略)</p> <p>十四 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間</p> <p>十五〜二十一 (略)</p>

二十三〜三十四 (略)

二十三〜三十四 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年三月十七日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第一号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 病院事業職員の妻の出産、子(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ)の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日(中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日(中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日)を加えた日数)の範囲内の期間</p> <p>十一〜十八 (略)</p> <p>十八の二 五十歳又は六十歳に達する病院事業職員(任期を定めて採用された病院事業職員を除く。)が、自らの職員生活について考えるため勤務しないことが相当であると認められる場合 五十歳又は六十歳に達する日の属するそれぞれの一の年における一日の範囲内の期間</p> <p>十九〜二十三 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 病院事業職員の妻の出産、子(配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ)の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日(中学校就学の始期に達するまでの子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日(中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、八日)を加えた日数)の範囲内の期間</p> <p>十一〜十八 (略)</p> <p>十九〜二十三 (略)</p>

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 157 号

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

防災対策部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 第 5 号の項(C)の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費
1 津波避難施設整備促進事業
2 風水害対策緊急促進事業
3 住民の耐震対策と避難行動促進事業
4 自主防災組織と消防団との連携促進事業
5 多様性に配慮した避難所運営促進事業
6 受援体制の整備と地域コミュニティ維持のための迅速な復興事前対策促進事業

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 158 号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（令和 2 年三重県告示第 858 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

公衆浴場 入浴料金	大 人 (12 歳以上の者)	中 人 (6 歳以上 12 歳未満の者)	小 人 (6 歳未満の者)
	470 円	150 円	70 円

三重県告示第 159 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 8 号の項 (C) の欄から (E) の欄までを次のように改める。

1 県が認めた研修機関で研修を受ける就農希望者の研修期間中における生活費の確保に要する経費	事業費の 10/10 以 内	就農希望者
2 市町が就農 5 年目までの新規就農者に対して行う資金の交付に要する経費	定額	市町

別表 1(2)の表に次のように加える。

18	新規就農者育成総合対策事業費補助金(経営発展支援事業・就農準備資金・経営開始資金、サポート体制構築事業)	次世代を担う農業者となることを志向する就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して資金を交付するとともに、経営発展のための機械・施設等の導入を支援し、青年	1 県が認めた研修機関で研修を受ける就農希望者の研修期間中における生活費の確保に要する経費 2 市町が就農 3 年目までの新規就農者に対して行う資金の交付に要する経費 3 市町が新規就農者に対し	事業費の 10/10 以 内 定額 事業費の 3	就農希望者 市町 市町
----	--	--	---	--	---------------------------

		層の新規就農者の確保及び育成を図る。	て行う、経営発展のために必要な機械・施設等の導入支援に要する経費 4 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備に要する経費	／4 以内 事業費の 1／2 以内	市町、協議会等、民間団体
19	国際的な農業人材育成事業補助金	地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材の育成を図る。	海外農業研修のための渡航及び研修に要する経費	定額又は事業費の 1／2 以内	海外農業研修の参加者
20	肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	肥料費の削減に取り組む本県農業者の、経営の健全化を図るため、前年度から増加した肥料費の一部を支援する。	肥料費の削減に取り組む本県農業者の前年度から増加した肥料費の一部助成に要する経費	定額	三重県農業再生協議会
21	肥料価格高騰対策緊急支援推進事業費補助金	肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金の推進にかかる経費を補助する。	肥料価格高騰対策支援金交付に要する経費	定額	三重県農業再生協議会

別表 1(5)の表に次のように加える。

8	食肉センター燃油等価格高騰対策緊急支援事業費補助金	県内食肉センターの経営を安定させるため、価格が高騰している燃油の購入費や電気料金の一部を支援する。	県内食肉センターにおける燃油・電気料金の高騰分への支援に要する経費	事業費の 1／2 以内	株式会社三重県四日市畜産公社、株式会社三重県松阪食肉公社
---	---------------------------	---	-----------------------------------	-------------	------------------------------

別表 1(7)の表に次のように加える。

27	土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業費補助金	農業水利施設の管理に要する電気料金の高騰分に対して支援し、原油価格高騰の影響を受けている農業者の負担軽減を図る。	土地改良区等が管理する農業水利施設の操作・運転に要する電気料金の高騰分に対する経費	1／2 以内	土地改良区又は農業者が構成員となる団体
28	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業費補助金	エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図る。	農業水利施設の省エネルギー化及びコスト縮減の取組にかかる経費	定額	市町、土地改良区又は農業者等が構成員となる団体

別表 1(11)の表に次のように加える。

15	三重県特用林産生産資材高騰対策事業費補助金	生産資材の価格が高騰する中、コスト低減等に取り組むきのこ生産者の生産資材価格上昇分の一部を支援することを通じて、経営への影響を緩和するとともに、体質強化を図る。	生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むきのこ生産者が、次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費	定額	(1) 自らきのこ生産を行う市町、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者) 中小企業基本法第2条第1項第1号に該当するものに限る。) であってきのこの販売収入が事業収入の過半を占める者 (2) (1)を取りまとめる市町、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法
----	-----------------------	--	---	----	--

					人及び民間事業者
--	--	--	--	--	----------

別表 1(14)の表に次のように加える。

10	漁業用資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金	原油価格の高騰やウクライナ情勢の影響により、漁業用燃油及び資材価格が高騰し、本県漁業者の経営が逼迫していることから、漁業者に対して緊急的に支援を行い、経営の安定を図る。	漁業者が購入する漁業用資材の価格上昇分の一部を支援する経費	別に定める。	漁業協同組合
11	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費助成金	配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者の負担軽減を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入している魚類養殖業者の負担経費の一部を支援し、経営の安定を図る。	漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入している魚類養殖業者の積立金に相当する額の経費	別に定める。	別に定める県内魚類養殖業者

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 160 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第5条第3項の規定により、次の1のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の2により縦覧に供します。

令和5年3月17日

三重県知事 一見勝之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
伊勢市二見町今一色 874-47	星山 修一	伊勢湾	伊勢湾漁業協同組合
伊勢市二見町今一色 874-437	江川 公規	伊勢湾	伊勢湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年3月17日から同月31日まで

(2) 縦覧場所

伊勢市有滝町 2021 伊勢湾漁業協同組合

三重県告示第 161 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第5条第3項の規定により、次の1のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の2により縦覧に供します。

令和5年3月17日

三重県知事 一見勝之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
鳥羽市菅島町 182	木下 和行	鳥羽磯部	鳥羽磯部漁業協同組合
鳥羽市神島町 139	寺田 久俊	鳥羽磯部	鳥羽磯部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年3月17日から同月31日まで

(2) 縦覧場所

鳥羽市鳥羽 4-2360-16 鳥羽磯部漁業協同組合

公安委告示

三重県公安委員会告示第8号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、指定講習機関から特定講習の一部の廃止の届出があり、許可をいたしましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年3月17日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

法人の名称、住所及び代表者の氏名	施設の名称及び所在地	特定講習の種別	廃止年月日
株式会社津ドライビングスクール 津市博多町3番15号 倉田 栄 治	津ドライビングスクール 津市博多町3番15号	原付免許に係る 初心運転者講習	令和5年4月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年3月17日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
鈴鹿都市計画臨港地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年3月17日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 3月1日	いなべ市員弁町大泉新田字野畑 112-3	いなべ市北勢町麻生田 2753 大久保 翔 いなべ市北勢町麻生田 2753 大久保 智 香
令和5年 3月2日	いなべ市員弁町畑新田字五軒屋 290-1	四日市市高見台 2-1 デンソー高見台社宅 228 藤 松 一 幸
令和5年 3月3日	三重郡川越町大字北福崎字上立割 156	三重郡川越町大字南福崎 77 山 本 正 直

人事委公告

令和5年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）を次のとおり実施します。

令和5年3月17日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数		
警察官A	男性	約38名		
	女性	約12名		
	語学	ポルトガル語	約1名	
		スペイン語	約1名	
	武道	柔道	男性	約1名
			女性	約1名
		剣道	男性	約1名
			女性	約1名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

- (1) 昭和63年4月2日以降に生まれた人（「男性」「武道（柔道）男性」及び「武道（剣道）男性」にあつては男性、「女性」「武道（柔道）女性」及び「武道（剣道）女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び令和6年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

5 第1次試験

- (1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 教養試験、論文試験及び適性検査

警察官A（語学） 教養試験、専門試験Ⅰ、論文試験及び適性検査

警察官A（武道） 教養試験、実技試験、論文試験及び適性検査

論文試験は、第1次試験日に行いますが、第1次試験合格者を対象に採点し、第2次試験として評価します。

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

- (2) 試験日

令和5年5月14日（日）

- (3) 試験会場

三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目

警察官A（男性・女性・武道） 人物試験及び身体検査

警察官A（語学） 専門試験Ⅱ、人物試験及び身体検査

- (2) 試験日及び試験会場

令和5年6月19日（月）から同月30日（金）までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込みの方法

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ
(URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>) から申し込んでください。

8 受験申込の受付期間

令和5年3月17日(金)から同年4月19日(水)正午までとします。

なお、同年4月19日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和6年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) 警察官A(男性)については、この試験と同時に、大阪府の警察官(巡査)の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約5名です。

この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県勤労者福祉会館内 電話 059-224-2932)へしてください。

正 誤

令和4年6月28日付け三重県公報第323号に登載しました、落札者を決定した旨の特定調達公告中

ページ 行 誤 正

58 下から7 契約金額 50,590,044円 契約金額 50,590,100円

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
